

研 発 0629001 号

令和 4 年 6 月 2 9 日

各 病 院 長 }
各 グ ル ー プ 担 当 理 事 } 殿

国立病院機構本部総合研究センター長

(押 印 省 略)

「研究機関における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく
取組状況に係るチェックリスト」における重要項目への対応について

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される研究資金を用いて研究活動を行う研究機関においては、「研究機関における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」と言う。）を遵守する必要があります。

ガイドラインに基づき、文部科学省は、毎年チェックリストを作成し、各研究機関の体制整備等の状況を確認するためにその提出を求めています。

令和3年度のチェックリストにおいて、重要項目が追加されたことから、「研究活動に係る不正行為の取扱いに関する要領」のひな形を改正し、提示いたします。

各病院におかれましては、自施設の要領等の整備を速やかに行っていただきますようお願いいたします。